

社会福祉法人 大協会  
ハートフルかのうケアプランセンター 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大協会(以下「法人」という)が運営するハートフルかのうケアプランセンター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業所(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(以下「従事者」という)が、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用出来るように、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮したものである。

2、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定種類又は居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4、事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、地域在宅SS、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努める。

5、前4項のほか、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(平成26年3月4日大阪市条例第20号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 ハートフルかのうケアプランセンター
- 2、所在地 大阪府大阪市北区長柄中一丁目1番21号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名 (常勤職員 介護支援専門員)

事業所における介護支援専門員、その他の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に置いて規定されている指定居宅介護支援事業所の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

## 2、介護支援専門員 3名(常勤3名 内1名管理者兼務)

介護支援専門員は要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整、その他の便宜を図る。

(営業日時及び休業日)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日から金曜日
- 2、営業時間 午前8時45分から午後5時15分
- 3、休業日 土曜日、日曜日、祝日及び12月30日～1月3日

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第12条及び第13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応  
当事業所内相談室、利用者の居宅等において行う。

### 2 課題分析の実施

- (1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- (2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

### 3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

### 4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、

担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

#### 5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

#### 6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

#### (利用料等)

第7条 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告知上の報酬額)によるもの。

2、次条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1)事業所から片道おおむね10km未満 1,000円

(2)事業所から片道おおむね10km以上 2,000円

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家人に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する皆の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

#### (事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、大阪市北区とする。

#### (苦情処理)

第9条 指定居宅介護支援事業所の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じるものとする。

2、本事業所は提供した指定居宅介護支援事業に関し、法第23条の規定により市町村で行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、本事業所は、提供した指定居宅介護支援事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第10条 本事業は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得る事とする。

3、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4、従業者はであった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき皆を、従業者との雇用計画の内容とする。

(虐待防止法について)

第11条 本事業は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次にあげるとおり必要な措置を講じるものとする。

1、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

2、個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。

3、情報収集を積極的に行い、虐待かどうかの判断や相談の為に連絡機関などの体制を整備しておき、常に迅速に対応できるように心がける。

(事故発生時の対応)

第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2、当事業所は、サービスの提供により、当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 本事業は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

2、本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

3、本事業は居宅支援に関する記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人大協会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- ・この規定は、平成17年10月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成18年10月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成18年11月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成19年4月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成23年4月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成24年4月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成25年4月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成27年4月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、平成29年4月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、令和5年4月1日に改正し、同日から適用する。
- ・この規定は、令和7年4月1日に改正し、同日から適用する。